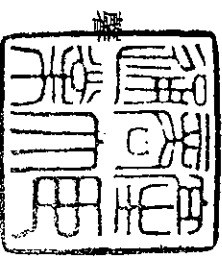


通商産業省

平成11・03・24資第5号
平成11年3月31日

ガス熱量変更引当金に関する省令に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準及び標準処理期間について

通商産業大臣 与謝野



ガス熱量変更引当金に関する省令（平成7年通商産業省令第5号。以下「省令」という。）に基づく通商産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

第1 申請に対する処分

1. 審査基準

省令第4条第4項の規定による承認は、ガス熱量変更引当金を取り崩さなければ、当該事業者の経営悪化等により、ガスの使用者の利益が阻害される等特段の事情がある場合に行うものとする。

2. 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

処分名	標準処理期間
省令第4条第4項の規定による承認	4週間

附 則

本審査基準等は、平成11年3月31日から施行する。

なお、本審査基準等の施行に伴い、平成7年3月13日付け7資庁第2347号「ガス熱量変更引当金に関する省令に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準及び標準処理期間について」は、廃止する。